## 茨城町告示第 86 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年9月2日

茨城町長 小林 宣夫

- 都市計画の種類
  用途地域(茨城町役場周辺地区)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 第一種住居地域
    - (ア) 追加する区域 東茨城郡茨城町大字小堤 字走り下の一部
    - (イ) (ア) に係る規制の内容 建ペい率 60%, 容積率 200%以下
    - (ウ) 削除する部分 東茨城郡茨城町大字小堤 字走り下,字押堀の各一部
  - (2) 近隣商業地域
    - (ア) 追加する区域 東茨城郡茨城町大字小堤 字走り下,字押堀の各一部
    - (イ)(ア)に係る規制の内容 建ペい率80%, 容積率200%以下
- 3 縦覧場所

茨城町都市建設部都市整備課

## 水戸・勝田都市計画用途地域の変更(茨城町決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

(茨城町)

													(次城町)
種	類	面	程	其		物の 責率		物の い率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの限度	備	考
	低層住居	約		ha		10 以下		10 以下	_	_	10 m	割合	
専月	月地域	約	54	ha	10 /	10 以下	5 /	10 以下	_	_	10 m		
/\	計	約	116	ha								約	22.7 %
	低層住居	約		ha	8 /	10 以下	4 /	10 以下	_	_	10 m	/\r\ J	22.1 70
専月	月地域												
ds	計		9.4	ho								約	1.8 %
	中高層住	約		ha	20 /	10 以下	6 /	10 以下	_	_	_	<b>ポソ</b>	1.0 /0
	用地域	,,,,			,		- /						
	<b>=</b> 1	46	4.0	,								44	0 0 0/
	計 計	約	4.8	ha								約	0.9 %
	用地域												
			_		-	_	•		_	_	_		_
	計	₩.	C1	1	00 /	10 DIT	<i>c</i> /	10 DIT					
第一種	住居地域	約	61	na	20 /	10 以下	6 /	10 以下	_	_	_		
小	計	約	61		/							約	12.0 %
第二種	住居地域	約	28	ha	20 /	10 以下	6 /	10 以下	_	_	_		
小	計	約	28	ha								約	5.5 %
進住	居地域	約	6.0	ha	20 /	10 以下	6 /	10 以下	_	_	_		
小	計	約	6.0	ha								約	1.2 %
	主居地域												
四四	L/L/2019A		_		-	_	-	_	_	_	_		_
<i>/</i> /s	計												
	商業地域	約	15	ha	20 /	10 以下	8 /	10 以下	_	_	_		
又工	旬未地域												
小	計	約	15	ha								約	2.9 %
·	業地域	71.3		110								71:3	
[1012	木坦坎		_		_	_		_	_	_	_		_
45	計												
		約	109	ha	20 /	10 以下	6 /	10 以下					
华上	業地域				,	<i></i> ,	,	<i></i> ,	_	_	_		
.г	æ1	4/-	100	,								<i>&amp;⊢</i>	01 4 0/
	計	約約	109 47	ha ha	20 /	10 以下	6 /	10 以下		_	_	約	21.4 %
工	業地域	11.3	1.	114		10001	~ /	10001					
		<i>5.1.</i>										<i>5.L</i>	0.0.01
	計	約約	47 114	ha ha	20 /	10 以下	6 /	10 以下		_	_	約	9.2 %
工業	専用地域	<i>\</i> /\	114	11a	20 /	10 10 1	0 /	10 以下					
小	計	約	114									約	22.4 %
合	計	約	510	ha									100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理由

町民の利便性の向上及び引き続き行政サービス機能の維持・充実を図るため、市街化区域への編入及び地区計画の決定と合わせて、本案のとおり用途地域を変更するものである。

水戸 - 勝田都市計画区域 用途地域総括図



